



第三者行為(交通事故など)による届出について

■交通事故にあったとき

交通事故で第三者(加害者)から傷害を受けた場合でも、国保で治療を受けることができますが、**国保担当係の窓口で必ず届出**(第三者行為による傷病届)をしてください。法令により**届出義務**があります。

また、医療機関を受診する際は、交通事故によるものであることを伝えてください。

医療費は、国保が一時的に第三者(加害者)に代わって立て替え、後で国保は**第三者(加害者)に請求**します。この請求のために必要となるのが、「第三者行為による傷病届」です。

第三者行為による医療費は、原則として加害者が負担すべきもので損害賠償に含まれます。

《届出に必要なもの》

- ・ 被保険者証(保険証)
- ・ 印かん
- ・ 交通事故証明書(事故発生場所の所轄警察署へお問い合わせください。すぐに入手できない場合は後日でも可)

※後期高齢者医療、介護保険の被保険者も、第三者行為(交通事故など)により保険証を使って治療などを受けた場合は、国保と同様に届出義務があります。

※労災保険の給付対象となる業務上または通勤による傷病の場合は、国保などの保険証は使えません。

■交通事故以外の傷病にあったとき

①交通事故以外で第三者(加害者)から傷病を受け、保険証を使う場合も、上記の「交通事故にあったとき」と同様に、**必ず届出**(第三者行為による傷病届)をしてください。

②交通事故以外の第三者(加害者)からの傷病とは、次のような行為によるものです。

- ・ 暴力行為を受けた
- ・ 他人の飼い犬に噛まれた
- ・ スキー中に衝突された
- ・ 外食で食中毒にかかった
- ・ 自転車で衝突された など

■示談

第三者(加害者)から治療費を受け取ったり示談をしてしまうと、国保から第三者(加害者)に医療費を請求できなくなる場合があります。示談は、事故治療の終了または症状の固定した後に行う必要があります。示談の前に、必ずご連絡・ご相談ください。

このほかにも不明な点などがありましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎43-2800

☎55-3112